

研究費の適正な運営・管理に関する内部監査規程

2007 年 10 月 25 日

2008 年 11 月 5 日（改正）

2009 年 11 月 1 日（改正）

2017 年 7 月 27 日（改正）

2019 年 3 月 7 日（改正）

2024 年 7 月 11 日（改正）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、白梅学園大学・白梅学園短期大学「研究費の運営・管理に関する規程」第 19 条に基づき、本学における研究費の適正な運営・管理に関する内部監査（以下「監査」という）について必要な事項を定めるものとする。

（監査の目的）

第 2 条 監査は、最高管理責任者の命により、本学における研究費の使用状況について、公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行い、もって、更なる改善を図ることを目的とする。

（監査の対象）

第 3 条 監査は、研究費を対象とし、以下の点について実施する。

- （1）研究費の使用が適正に行われているかについて監査を行う。
- （2）研究費の使用に関する機関としての運営・管理体制の妥当性について監査を行う。

（監査の種類、方法）

第 4 条 監査は、通常監査及び特別監査とし、書面監査及び実地監査により行う。

- 2 通常監査は、毎事業年度定期的に行う。
- 3 特別監査は、最高管理責任者が必要と認めた場合に行う。

（監査実施計画書）

第 5 条 監査委員長は、監査を実施するときは、監査実施計画書を作成し、最高管理責任者に提出する。

- 2 監査実施計画書には、監査方針、監査事項、監査を受ける部署（以下「被監査部署」という。）、監査実施日程、監査方法その他必要な事項を記載するものとする。

（監査委員）

第 6 条 監査委員は、次の教職員をもって充て、最高管理責任者が委嘱する

- （1）事務職員部長・課長・室長より 2 名
- （2）その他の事務職員より 4 名
- 2 監査委員長は、前項の監査委員の中から最高管理責任者が任命する。
- 3 監査委員長が必要と認めたときは、最高管理責任者の承認を得て、前項の教職員以外の教職員を監査委員として委嘱することができる。
- 4 監査委員あるいは監査委員の所属部署が監査対象となった場合、当該監査委員は、監査業務を一時離れなければならない
- 5 監査委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

（監査委員の権限）

第7条 監査委員は、監査の実施に当たっては、被監査者及び被監査部署に対して、書類の閲覧又は提出、関係者からの事情聴取その他監査の遂行に必要な行為を求めることができる。

（被監査部署の義務）

第8条 被監査者及び被監査部署は、監査が円滑に行われるよう監査委員に協力しなければならない。

2 被監査者及び被監査部署は、前条の監査委員の求めに対し、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

（監査委員の遵守事項）

第9条 監査委員は、監査の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）監査委員は、事実に基づき公正不偏の立場で監査を実施しなければならない。

（2）監査委員は、職務上知り得た事項について、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

（監査結果の報告）

第10条 監査委員長は、監査を終了したときは、遅滞なく監査報告書を作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。

（是正改善措置の要求等）

第11条 最高管理責任者は、監査報告の結果、是正又は改善を要する事項がある場合は、被監査者及び当該被監査部署に対し、是正又は改善の措置（以下「是正改善措置」という）を求めるものとする。

2 被監査者及び当該被監査部署は、是正改善措置を求められたときは、是正改善措置の内容及び期限等を記載した回答書を最高管理責任者に提出し、速やかに是正改善に努めなければならない。

（是正改善措置の確認）

第12条 監査委員長は、是正改善措置の実施状況、効果等について、調査及び確認を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

（監査情報の公表）

第13条 監査委員長は、監査実施計画書、監査報告書その他監査に係る情報の公表に努めるものとする。

（監事等との連携）

第14条 監査委員会は、法人監事及び監査法人と緊密な連携を図り、効率的な監査の実施に努めるものとする。

2 監査委員会は、コンプライアンス担当部門、相談窓口部門等と連携し、監査の効果発揮に努めるものとする。

（改廃）

第15条 この規程の改廃は監査委員会の議を経て、最高管理責任者が行う。

（雑則）

第16条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監査委員長が最

高管理責任者と協議のうえ定める。

附則

この規程は、2007 年 11 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2008 年 11 月 5 日から施行する。

この改正規程は、2009 年 11 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2024 年 7 月 11 日から施行する。

この改正規程は、2025 年 7 月 10 日から施行する。